

町民の皆様へ（町広報平成21年1月号）

## 新年あけましておめでとうございます

日頃から議会に対しまして温かいご理解とご協力を頂き、心から厚くお礼申し上げます。

引き続き「町民起点」を原点として皆様の期待に応えるべく、積極的に議会活動を進めてまいりたいと考えておりますので、今年もまたよろしく願いいたします。

昨年は第三回マニフェスト大賞のベストホームページ賞をいただきました。審査委員会特別賞・最優秀成果議会賞に続く三年連続の受賞となりました。

「気がついたことから」「できることから」を合言葉の一つずつ積み上げてきた「開かれたたれた議会」、町づくりへの議会活動が「地方が主役の国づくり」を目指す地方分権改革として正しい方向に向かっていることへの一定の評価をいただいたものと思います。

今回の受賞をステップに、さらなる目標に向かって確かな歩みを進めてまいります。

地方分権改革の中心となる地方制度調査会の検討項目は、

- ①市町村合併を含めた基礎自治体のあり方
- ②チェック機能（監査機能・議会制度）の充実
- ③地方財政制度のあり方

となっております。

特に「役割（事務配分）」、「組織・体制・公務員のあり方」については、過疎少子高齢化が進行する小規模市町村にとって相当厳しい方策が予想される審議が続いております。

新年度からの実施を目指して、町の憲法となる「町づくり基本条例」、「議会基本条例」が提案され審議を続けております。

福島町としては、どのような方向を選択しようとも厳しい現実となることをしっかり認識し、完全な自治体として「自由と責任」をもった真の地方政府を目指す徹底的な改革を進めなければなりません。

町民参画を主体とした、創意に富み豊かに自立する町を目指し、町の憲法、町の運営の基本ルールとしてお互いがしっかりと情報を共有し、目的を認識し、厳しい実情を乗り越え、住民・議会・行政がそれぞれの役割を分担し協働し、目標に向かって実行していかなければなりません。

議会としても、平成11年から取組んできた議会活動の活性化等の集大成として位置づけ、

- ①わかりやすく町民が参加する議会
- ②しっかりと討議する議会（特に住民と討議する場を積極的に設ける）
- ③町民が実感できる政策を提言する議会

と、三つの視点を主体として、

- ①町民と議会の協働・情報共有
- ②町長等執行機関との適切な緊張を維持しながらの善政競争
- ③町民・議会・行政が協働しての政策実現に向けての多様な参加・討議
- ④議会議員の評価制度等適正な議会機能の展開
- ⑤公開性・公平性・透明性・信頼性の重視等

を定め、議会・議員としての使命と責任を強く自覚し、主体的・機動的な議会活動を実践し、町民の負託に応え、不断の努力をすることを基本条例にうたいました。

町政の「計画・執行」と町民に見えやすい部分を担当する行政に比べ、「決定・監視」する議会の活動は、町民に見えづらく、解りづらい仕組みになっております。

歓迎する傍聴規則、議会だより・ホームページ・会議録・録画画像の貸出しと情報共有するための努力はしてきてもあまり成果は見えてきません。

調査段階での討議による議会の意思の反映は多くの場面でありましたが、提案に対し、議会が主体性を持ち、はっきりと対論・修正等を示すことが少なかったと思います。

計画・決定・実行・監視（評価）と、町政の全般について議会の考えを反映させることが必要であり、それぞれの段階で論点・争点を明確にし、町民の皆さんに情報提供し、参画する機会を多く設けることが大切だと思います。

町民の皆様のご多幸とご健勝を心からご祈念いたしまして新春のご挨拶といたします。